

論文

警備業法制定前後期における労働組合弾圧主体の変遷

——労働組合資料を中心に——

岩 崎 弘 泰*

はじめに

(1) 背景

本稿の目的は、1970年代を通じて生じた労働組合に対する弾圧における、主な弾圧主体の変遷過程を明らかにすることである。日本の労使関係における労働組合弾圧の主な主体は、警察と暴力団、そして、第二組合であった。特に戦前期の特別高等警察（特高）は、緻密な事前捜査と、拷問をも含む過酷なまでの取り調べをもって、労組弾圧に辣腕を振るった（荻野 1984, 2012）。その後、戦後期の港湾労働において、山口組をはじめとする暴力団が、物理的暴力を伴って労働力を差配し、労働組合員と日雇労働者を弾圧していた（三塚 1967）。三井三池争議（1959–1960）では、第二組合が、労働組合弾圧の主体として大きな役割を果たした（平井 2000: 第六章）。この争議以降、第二組合の結成は、経営側による対労組戦術の常套手段となっていく。

1970年前後に、新たな労働組合弾圧の主体として、警備業者が登場した。当時の資本・経営側は、労働運動に対処するために、請負契約を介して警備業者を労働争議へ介入させた（岩崎 2018）。その結果、警備員が労働組合員に対して、物理的暴力をふるう事象が多発した（猪瀬 2016: 200-207）。この事態を重く見た当時の日本労働組合総評議会（総評）や全国金属労働組合（全金）等の労働組合により、警備業者を規制する法律の制定を求める運動が展開された。この運動の結果、1972年11月に警備業法が、施行された。この法律により、警備業者が労働争議へと介入することが法的に禁止された（岩崎 2019）。その後の1970年代後半から、警察による労働組合弾圧が活発に展開された。

(2) 問題意識

次に本稿の問題意識についてである。第二次大戦後の日本では、治安維持法や特高が存在した戦前期の日本とは異なり、日本国憲法第28条によって全国民へ労働基本権（団結権、団体行動権、団体交渉権）が保障されている。加えて、警察法第2条第2項において、警察による労働運動等の諸運動への介入は禁じられている¹。だが、1970年代後半から、警察が労組弾圧の主な主体として台頭している。では、どのようにして、このようなことが生じたのだろうか。この問いを研究することは、労働組合が持つ労働基本権の行使を阻害し得る諸条件を論じることでもある。また、この論点を研究することは、労働運動のみならず、障害者運動等の各種社会運動に対する弾圧の可能性を研究することにもつながる²。だが、1970年代を通じて生じた労組弾圧の、主体に関する先行研究は限定されている。

(3) 先行研究

警察等の公的機関による労働組合に対する刑事弾圧の主な先行研究として、戦前期の特高と思想検事を主な研究

キーワード：警備業者、警察、労働組合、警備業法、弾圧

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2016年度3年次転入学 公共領域

対象とした荻野（1984, 2000, 2012）が、挙げられる。1970年代後半における、警察による刑事弾圧についての先行研究としては、総評全金大阪「更生法交流会」編著（1987: 50-72）が、存在する。だが、この先行研究は、1970年前後における警備業者による弾圧を扱っていない。このため、1970年代を通じて生じた労組弾圧における、主体の変遷を説明できない。

本稿における、労組弾圧の主な主体の一つである警備業者についての研究が始まるまで、田中（2009）を待たなければならなかった。警備業者による労働組合弾圧の主な先行研究としては、猪瀬（2016）、岩崎（2018, 2019）、田中（2018）が、挙げられる。だが、これらの研究は、警備業法施行時（1972年11月）までの研究にとどまっている。このため、警備業法施行以降において生じた事象を説明できない。

(4) 研究方法

では、先行研究の空白を埋めるには、どうすればよいのか。1970年代を通じた労組弾圧において、一貫して当事者であったのは、労働組合である。したがって、本稿の目的を追究し、先行研究の空白を埋めるには、労働組合によって編まれた資料をひもとくことになる。よって本稿の主な研究方法は、一次資料の使用となる。本稿では、当時の総評や全金等の労働組合によって発行された資料（大阪産業労働資料館蔵）を、主に用いた。なお、当時において労働組合を弾圧する側であった警察側の資料については、存在しないかアクセスできない状況にある。このような資料的制約を鑑みるに、2021年現在、労働組合側による資料のみが、1970年代後半における警察等による労組弾圧を記録している唯一の証拠である。ただし、労働組合側によって編まれた資料が、彼らの一方的視点から編まれたものであることは否めない。今後、警察等による資料を用いて資料的制約を克服した研究が待たれる。

(5) 本稿の構成と課題設定

1970年代を通じて労働組合弾圧の主な主体が変遷していった過程を、明らかにするという本稿の目的を果たすべく、次の3点を研究課題として掲げる。第1節では、警備業法施行（1972年11月）の直前期における、経営／資本側の動向と、警備業者と警察による労働組合に対する弾圧について明らかにする³。第2節では、警備業者による争議介入を禁じる警備業法が制定された直後期（1972年11月～1970年代後半）における、警備員の直接雇用とロックアウト等による労組弾圧について説明する。このことは、警備業法施行直後の争議現場における警備員について、説明することでもある。第3節では、1970年代後半において、警察が労組弾圧の主な主体として台頭したことについて詳らかにする。この3つの研究課題を明らかにした後に第4節では、主たる研究課題である「労働運動弾圧の主な主体が、1970年代を通じていかにして変遷したのか」という問いを考察する。

第1節 警備業法施行（1972年）前後期における警備業者と労働争議

(1) 全金と経営者団体との間の確執

全金は、総評の中でも戦闘的な労働組合の一つであり、ストライキを頻繁に打つ労働組合であった。1970年前後における全金の大阪地方本部（全金大阪地本）は「誰でも一万円以上の大幅賃上げ獲得」とのスローガンのもと、運動を展開していた（全金大阪地本40年史編集委員会編1989: 493-494）。1970年の春闘から、関西地方における賃上げ額が、関東地方における賃上げ額よりも高い「西高東低型春闘」が、現出した（全金大阪地本40年史編集委員会編1989: 第六章第四節）。

高額な賃上げを獲得していった全金大阪地本の運動は、次第に経営者団体の注意をひくようになっていった。1970年前後における日本経営者団体連盟（日経連）と関西経営者協会（関経協）は、全金大阪地本による高額な賃上げを阻止すべく、「西高東低型春闘」の打破を目標としていた。1971年5月に日経連の桜田武代表幹事は、大阪の経営者を激励するとともに、資本／経営側の団結・引き締めを訴えた。この時に桜田が指摘したのは、次の3点である。①全金との争議に直面している企業による納期の遅れについては、できるかぎり宥怒すること、②株主に対して無配、全金の要求を呑んで一万数千円というベースアップを行った企業に対して、当該企業に融資している金融筋を通じて圧力をかけること、③全金傘下の組合・分会を抱える系列会社を持つ親会社は、系列会社へ派遣して

いる上級役員の人事管理について再検討すること（全金大阪地本40年史編集委員会編1989:509）。このことにより日経連が、名指しで全金を闘争の相手としていたことがわかる。

1971年8月に日経連は、『全国金属系会社における46年春闘のトップ・マネジメント意見調査』（日本経営者団体連盟1971）と題する調査を、全金傘下の組合・分会を抱える東京都、大阪府、愛知県にある企業において行った。この調査によると調査対象企業総数のうち約6割の企業が、1971年の春闘において9,000～11,000円台のベースアップにて、全金と妥結していた。特に大阪地区では74.4%の企業が、10,000円以上のベースアップにて妥結していた（日本経営者団体連盟1971:3）。この数字からも、「西高東低型春闘」の傾向が見てとれる。当該企業の経営者が、1971年の春闘時の全金との賃上げ交渉において考慮した要素の第1位は「経営状態（生産性および支払能力の動向）」（全体の35.0%）であり、第2位が「労使関係の長期安定」（同12.8%）、第3位が「スト回避、製品納期の関係」（同12.0%）であった。調査を行った日経連は、労使関係に関連する要素が第2位と第3位を占めていたことを重視した（日本経営者団体連盟1971:4）。

次に、この調査は、全金が出たストライキの影響についてふれている。1971年の春闘において、調査対象企業総数のうち55.6%の企業においてストライキが打たれていた。特に大阪地区の企業では、65.1%の企業においてストライキが打たれた。そして、ストライキが打たれた調査対象企業（東京都、大阪府、愛知県）のうち、72.4%の企業において10,000円以上のベースアップにて妥結がなされている。それにひきかえ、ストライキが打たれなかった企業のベースアップ額は、9,000円台以下が57.4%を占めた。このような全金によるストライキと妥結金額との関係について日経連は、「以上のように、全国金属系会社の場合、ストによって妥結金額が左右されたことは、今後の対策を検討する上で十分反省しなければならない点であろう。」と、まとめた（日本経営者団体連盟1971:5-6）。この一文からも、当時の全金による、ストライキを多用した戦術的な活動路線をうかがい知ることができる。この調査において、全金による戦術的な労使関係と賃上げ・妥結金額に直面した調査対象企業総数のうち82.1%の企業が、当時の賃上げのペースが続いた場合、4年以内で経営上の限界をむかえる旨を回答した。また、調査対象企業総数のうち90.6%の企業が「人件費の高騰」を問題視していたとしている（日本経営者団体連盟1971:7-9）。

日本経営者団体連盟（1971）によるデータをもとに日経連は、大阪にある関経協と共に「西高東低型春闘」の打破を図っていった。このような状況において、新たな労働組合弾圧の主体として登場したのが、警備業者であった。特別防衛保障株式会社（以下、「特別防衛保障」と表記）をはじめとする警備業者は、「暴力ガードマン」と呼ばれた警備員たちを、全金をはじめとする労働組合へと送り込んでいった（ガードマン等企业暴力から労働者の権利を守る対策委員会1972）。当時（1970年前後）において、警備の発注者たる経営側と、警備業者との間で取り交わされた契約は、請負契約であった。この請負契約には、警備業者によって雇用された警備員が、労働組合員や支援者等に対して物理的暴力をふるった場合において、警備の発注者（この場合は、経営者）を免責する特徴があった（民法第716条）⁴。このような請負契約の特徴は、警備の発注者／経営者が、警備業者に労働争議へ介入させる際に利用された⁵。

(2) 警備業法制定前後期における警備業者と警察による弾圧

1970年前後から全金傘下の本山製作所（宮城県）、細川鉄工所（大阪府）等の労働争議のみならず、教育社（東京都）の労働争議においても警察と警備業者の両者が、労働組合を弾圧していた。まず、警備業法制定のきっかけとなった細川鉄工所における労働争議の事例を挙げる。1971年5月13日に特別防衛保障が、細川鉄工所における労働争議へ介入した。この時の経営側による戦術は、警備員による殴る、蹴る等の物理的暴力を用いて労働組合員を会社社屋から締め出すことにより、労働組合員を労使関係から排除するというものであった（総評・全国金属労働組合細川鉄工支部1974:97-104）。

1972年6月16日、全金と総評等の労働組合によるロビイングの後に、国会において警備業法が成立した（岩崎2019）。同年7月14日、大阪府労働委員会は、全金細川鉄工支部が前年の1971年5月7日に提出していた救済申立書の内容をほぼ全面的に認めた。これにより、経営側による、警備員を用いた対労組戦術が不当労働行為とされた（総評・全国金属労働組合細川鉄工支部1974:183-187）。同年7月20日夕刻、「細川支援決起集会」において約1,200名の労働者が集まった。この集会のデモ行進時において、警察による物理的暴力を伴う弾圧が引き起こされた（総評・

全国金属労働組合細川鉄工支部 1974: 188-189)。

当時において警察官と警備員が、共に労働組合を弾圧した事例も存在する。次に挙げるのは、全金本山労働組合の事例である。本山製作所の労働争議において特別防衛保障の警備員たちが物理的暴力を伴って介入し始めたのは、1972年5月20日未明のことであった(全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 92-97)。本山製作所の労働争議において警察官たちは、特別防衛保障の警備員による労働組合員への物理的暴力を、黙認していた(全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 104-106)。全金傘下の労働組合のみならず、教育社の労働争議においても警察官と警備員が、戦闘的な労働組合を弾圧していた。次に挙げるのは、1971年末に教育社の経営側によるロックアウトの際の光景である。警察官と警備員が半ば協力し合うようにして、労働組合員を就労現場から排除していたことがわかる。

十二月二十七日、早朝から本社前に東村山警察の制・私服警官多数が現れた。会社も高森(教育社の社長:筆者)をはじめ、当時、責任者と呼ばれていた幹部が多数出社してきた。組合はそれらの動きに警戒を強めていたが、午後二時三十分、高森と会社幹部は、多数の警察官を先導して組合員の座り込んでいた印刷物の搬送通路に現れた。組合は、高森と東村山署に強く抗議した。しかし、彼らは事前に計画していたらしく、高森と会社幹部十数名が一斉に「退去してください」と声を上げ、幹部数名が組合員に手をかけると同時に、製本工場の扉が開き、製本工場の一部労働者が、整然と座り込んでいる組合員に暴力的に突っ込んできた。現場に混乱をつくり出すと、それを機に多数の警察官が組合員に襲いかかり、一人ひとりごぼう抜きにし、抱え込み、本社構外へと排除した。私たちは、会社と東村山警察に対する怒りで震えた。こうして、会社と東村山警察によるピケ破壊が行われた。年末の寒い日であった。そして、その日の夜に「特別防衛保障」(以下「特防」)の暴力ガードマンが導入された。……(中略)……そして高森は、二十九日に、乱闘服・ヘルメット・ジュラルミンの楯などで武装した大量の「特防」に、組合のすきをついて本社出入口を封鎖させて、ロックアウトの拳に出た。(教育社労働組合・教育社闘争支援連帯会議編 2015: 31-32)

第2節 警備業法施行直後期の対労組戦術

(1) 警備員の直接雇用

1972年11月1日に警備業法が施行された(内閣 1972)。これにより、警備業者が労働争議へと介入することが禁じられた。警備業法の施行以降、警備業者から「労組弾圧のための暴力装置」としての性格が、剥ぎ取られはじめた。しかし、全金傘下の細川鉄工所および本山製作所では、警備業者の社員/警備員を派遣先の組織において直接雇用する動きが生まれていた。これは、警備員の待遇改善を図ったものではなく、警備業法の脱法を企図したものであった。警備の依頼主が元・警備員たちを直接雇用することによって争議対策要員を、警備業法の適用を受けることなく自社内に取り込むことができたためである。

1972年10月16日、細川鉄工所の労働争議において経営側は「保安課」を新設し、特別防衛保障の元・警備員たちを直接雇用・配置した。同月24日、細川鉄工所の全金組合員と、彼らと共闘していた地域の労働者たちは、元・警備員/保安課員たちの追い出しにかかった。これに対して元・警備員/保安課員たちは、全金細川鉄工支部の津嶋委員長と書記長に対して、殴る、蹴る等の物理的暴力をふるった。この直後、元・警備員/保安課員たちは、警察によって連行された。この出来事を契機に細川鉄工所の全金組合員たちは、経営側に対して、特別防衛保障との契約を解除するよう要求した。その結果、同月25日付けで、細川鉄工所と特別防衛保障との間の契約は、解除された。同月29日、元・警備員/保安課員たちは、細川鉄工所から立ち去った。こうして、全金細川鉄工支部による「暴力ガードマン」との闘いは、ターニング・ポイントを迎えた。だが、彼らと入れ替わるようにして4人の「保安員」が、争議対策要員の正社員として雇用された(総評・全国金属労働組合細川鉄工支部 1974: 206-209)。

争議対策要員として雇用された保安員たちは、1972年12月13日と翌14日に、全金の組合員たちと全金細川鉄工支部の津嶋委員長に対して物理的暴力をふるった。これに抗して、全金細川鉄工支部とともに争議を闘う地域の労働者たち(約30名)が、直ちに駆けつけた。これにより保安員たちは、細川鉄工所の本社事務所へと退いた。これ

までの経験から、全金組合員たちは、「このままどつかれればなしやったら組織がつぶされてしまう、もはや警察などにはまかしておけない。」との気迫に燃えていた。本社事務所へと退いた6名の保安員たちは、30名前後もの全金組合員たちの気迫に押されていった。このため、保安員たちは、部屋を施錠することしかできなかった。その後、全金組合員たちは本社事務所へと突入し、その場に居合わせた警察官へ、保安員たちの逮捕を要求した。こうして6名の保安員たちは、港署の警備課員によって警察署へと連行されていった。この時に、全金細川鉄工支部における「暴力ガードマン」との闘いは、終局を迎えた（総評・全国金属労働組合細川鉄工支部 1974: 222-229）。

全金本山労働組合の事例においても、1972年11月の警備業法の施行を前に、警備員たちは直接雇用されていた。直接雇用されたことにより、特別防衛保障出身の元・警備員たちは、企業の社屋・工場内を自由に歩き回ることが可能となった。このことによって元・警備員たちは、社屋内にて就労する労働組合員たちを追い回し、つきまとい、物理的暴力をふるった（全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 108-109）。しかし、元・警備員たちによる物理的暴力も、全金組合員たちの士気を沮喪させることはできなかった（全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 112-115）。このため、本山製作所の経営側は、ロックアウトに及ぶこととなった。

(2) ロックアウト・別棟就労という対労組戦術

1972年12月18日、本山製作所の経営側は、全金組合員を就労現場から排除すべく無期限のロックアウトに及んだ。職場からの排除によって収入源を断られた全金組合員たちは、本山製作所の門前にて就労を要求するとともに、物販やアルバイト等によって活動・生活資金を捻出することにより経営側に抗した（全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 121-149）。

1973年7月25日、本山製作所の経営側によってロックアウトの解除が通告された。これにより、全金本山労働組合の組合員たちは職場へ復帰できると思われた。しかし、全金組合員たちが配属されたのは、新設された別棟にある職場であった。別棟は有刺鉄線と金網にて囲まれていた。このため別棟は、「強制収容所」にたとえられた。この別棟において全金組合員たちは、「標準品」の生産を命じられた。ロックアウト以前の全金組合員たちは、受注生産業務という裁量性の高い労働にあたっていた。これに対して「標準品」の生産は、設計や他部門との打ち合わせ等を伴わない裁量性の低い労働内容であった。加えて別棟には、第二組合員が就労する職場には配置されているNC旋盤等が、配置されていなかった。この、経営側による別棟就労戦術において、警備員たちは、出入口にある詰所に配置された（全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 155-161）。

つまり、本山製作所の経営側は、全金組合員たちへ裁量性の低い労働内容を担当させることにより、全金組合員の士気沮喪を企図したのである。別棟就労は、経営側による「形を変えたロックアウト」であった。また、全金本山労働組合の組合史には、警備業法施行の後も特別防衛保障の警備員が、労働組合弾圧を行っていたことが記録されている⁶。このような脱法的な弾圧手法は、労働争議を弾圧する際に限定的な効果を持ったに過ぎなかった。また、このような警備業者の数は少数となりつつあった⁷。なぜなら警察が、警備業者に代わり、労働組合に対する主な弾圧主体の一つとなったからだ。

第3節 警察による労組への刑事弾圧と、労組による対応

1970年代前半において日本経営者団体連盟（1971）が取りまとめられ、「暴力ガードマン」による弾圧を経た後も、全金による「西高東低型春闘」は続いていた。加えて、国労をはじめとする公共企業体等労働組合協議会（公労協）は、1975年の「スト権スト」の敗北の後も、戦闘的な姿勢を取り続けていた。当時において全金の役員を務めていた要宏輝によると、この二つの労組による闘いが、「政府・経営者をして労働運動の直接弾圧、刑事弾圧へと向かわしめた。」と述べる（要 2007: 162）。本節では、刑事弾圧に際しての、当時の警察の動向と、労働組合による対応について述べる。

(1) 警察による刑事弾圧の諸特徴

1976年から、警察による戦闘的な労働組合に対する刑事弾圧が頻繁に行われるようになった。全金大阪地本は、

刑事弾圧における警察・検事側の背景の一つとして、1976年6月23日に開催された法務省と公安担当検事との合同会議における、稲葉修法務大臣の発言を挙げている。稲葉法務大臣は、合同会議の席上にて「スト権ストに代表される労働組合の違法スト、その他行きすぎに対して法律の厳正な適用を行え！」と発言したとされる（総評全国金属労働組合大阪地方本部不当弾圧対策会議 1977: 5-6）。稲葉法務大臣の発言における「行きすぎ」とは、戦闘的な労働組合による長時間にわたる団体交渉、親会社や取引銀行等への抗議活動や団交要求等を指す。このような稲葉法務大臣の意図のもと、1976年から全金をはじめとする戦闘的な労働組合に対する刑事弾圧が繰り返された。表1は、1974年～77年にかけて全金大阪地本に対してなされた刑事弾圧の一覧表である。

労働組合側によって編まれた資料によると、警察による刑事弾圧の諸特徴として、次の7つが挙げられている。①当該労組のみならず、支援労組の者も検挙・弾圧されていることによる「検挙数の多さ」、②当該企業の経営者や職制・管理職が、警察の助言のもとで「被害届」を提出することによる「令状逮捕が多いこと」、③労働組合による諸活動を様々な犯罪へと読み替える「容疑の多様化・読みかえ」、④逮捕された労働組合員を、「逮捕→勾留→起訴→公判」という司法手続きの組上りにのせることを目的とした「高い起訴率」、⑤主だった活動家や組合員を数か月にわたって勾留することにより、運動の持続を断ち切ることを企図した「勾留期間の長期化」、⑥組合財政へ打撃を与えることを企図した「保積金の高額化」。表2にあるとおり、最も多い保積金額は、50万円であった。この金額が当時における、いわば、保積金の「相場」を形成していた。⑦個別資本や所轄の警察署の思惑のみによるものではなく、「裁判所と警察が連携して、労働組合を弾圧していたこと」（東京地方労働組合評議会組織部編 1977: 4-5）。

表1：全金大阪地方本部における主な刑事弾圧

支部名	「事件」の月日	弾圧の月日	任意出頭		逮捕		拘留期間	起訴	被疑事実	対象事実関係
			被疑者	参考人	現行犯	令状				
鋼管商事	74.10.15	74.11.1	2	3				1	傷害	団交
田中機械	74.11.26	74.11.26			1		3日		公務執行妨害	全国一般一富士支援デモ
西島製作	75.6.20	75.8	1					1	傷害、暴行	団交
矢賀製作	76.2	76.6.27		2		3	20日	2	詐欺	世話役活動（車保険）
田中機械	76.2	76.6.27				2	20日	1	詐欺	世話役活動（車保険）
日本メッシュ	76.4.5	76.9	2	2				1	傷害	団交
桜井鉄工	76.6.30	76.6.30		1	1		3日		暴行	ピラはがしへの抗議
エレボン	77.2.5	77.2.16				3	3日	3	暴力行為、傷害	エレボン(株)への抗議
大鵬産業	77.1.10	77.4.7	1	1		2	3日	未定	傷害、強要未遂	団交
松本製作	77.2.12	77.4.12		4						門前就労要求
東栄鉄鋼	77.2.12	77.4.12				1	3日	1	傷害	門前就労要求
書記局	77.2.12	77.4.12				2	3日	1	暴行	門前就労要求
(計)			6	13	2	13		11人		

出所：総評全国金属労働組合大阪地方本部不当弾圧対策会議（1977: 8）掲載の表をもとに作成。現行犯逮捕よりも、令状逮捕の方が多くわかる。

表2：当時（1977年2月）の保積金額一覧

保積金額	件数	人数	組合・争議団体
30万円	2	5	機械
40万円	2	7	八王子市職、丸金、陽和
50万円	15	25	機械、全臨労、ス労、明和、日野自工、石坂、NES、浜田、中公、陽和、全通
60万円	2	2	中公、全臨労
70万円	2	2	日野自工、NES
100万円	2	2	ス労、機械
120万円	2	2	機械

出所：東京地方労働組合評議会組織部編（1977: 23）掲載の表をもとに作成。もっとも多い保積金額が50万円であったことがわかる。

筆者が、特に重要と考える刑事弾圧の特徴は、第3の特徴たる「容疑の多様化・読みかえ」である。例えば労働組合員や活動家が、経営者の自宅に赴いた場合は、「面会強要」とした。労働組合側が会社の社屋等へビラを貼り付けた場合は、「器物破損」として取り扱った。そして、メガホンやマイクの音量が大きい場合は、「軽犯罪」として扱うというものであった。また、経営側による証言によって、団体交渉を「監禁」「脅迫」と読み替えることもあった。では、なぜこのような「読みかえ」が可能となったのだろうか。次項では、「容疑の多様化・読みかえ」を可能にした論文について述べる。

(2) 香城論文の存在

1970年前後から法務省と警察は、当時の法規下における労働運動・組合に対する規制・弾圧方法を研究していた。当時、法務省刑事局付検事であった香城敏磨^{こじょうとしまろ}は、労働組合が持つ労働基本権の縮小を図るべく、香城(1970a, 1970b, 1970c, 1970d, 1970e, 1970f)を、雑誌『警察研究』において、連載していた。香城の論考は、正当な労働組合の活動に対する民事上の免責を定めた労働組合法第8条⁸、刑事上の免責を定めた労働組合法第1条第2項⁹の両条文における、労働組合活動の「正当性」(なにをもって「正当な活動」とするのか)を論じ、解釈することから始まった。

1) 権利行為説と労働組合活動

労働組合活動の「正当性」の根拠については、2つの説が存在する。第1の説は、諸々の権利は法令に基づくとの考えの権利行為説である。第2の説は、その行為が社会通念に照らし合わせて適当な行為ならば、刑法における違法性が阻却されるという考えの社会的相当行為説¹⁰である。香城は、「正当性」の根拠を、「憲法が労働基本権を保障している結果(=権利行為説:筆者)であつて、組合活動であることの当然の結果(=社会的相当行為説:筆者)ではない。」としている(香城1970a:25)。

では、香城は、どのようなプロセスを経て、労働組合活動における「正当性」の根拠を、権利行為説へと求めたのだろうか。まず香城は、刑事上の免責を定めた労働組合法第1条第2項とも関連する、刑法第35条の「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」との条文中にある「法令」の中に、憲法も含まれるとした。この「憲法」には、労働基本権を定めた憲法第28条も含まれる。よって香城は、労働組合の活動に関して、刑法第35条の条文を、「(労働組合の:筆者)正当な業務による行為は罰しない」ではなく、「法令(=憲法第28条:筆者)による行為は罰しない」と解釈した。次に香城は、東京中郵事件に対する最高裁大法廷判決¹¹を引用することにより、争議行為を、憲法という法令によって保障された権利の行使であるとした。このようにして香城は、労働組合活動の「正当性」の根拠を憲法をも含む法令へ求める権利行為説を採用し、「正当性」の根拠を社会通念へ求める社会的相当行為説を棄却した(香城1970a:24-27)。このことは、労働組合活動の「正当性」の有無に関する判断を、法令の運用をつかさどる司法当局に委ねることを意味した¹²。

2) 香城論文における労働基本権のありよう

以降、香城は、権利行為説に拠って、労働組合が持つ労働基本権の範囲の限定を試みる。香城は、労働基本権の主体と相手方を、基本的に当該企業の労働者と経営者に限定した(香城1970c:19-23)。これにより、他労組の組合員は、労働基本権の主体たりえないこととなる。このため、全金が展開していた地域闘争のような活動は困難となる。

次に香城は、「労働基本権の内容は、それが他の基本的人権を他の法益と衝突する場合には、両者の調和と均衡が保たれるように解釈されなければならない。」とした(香城1970b:34)。この場合の「他の基本的人権」とは、経営者側が持つ経営権や所有権等を指す。よって、労働組合による職場占拠や生産管理等の、使用者が持つ生産施設を支配する争議行為の正当性については、認めていない。加えて、ストライキの際に第二組合員やスト破り等を阻止するために、労働組合が展開するピケの正当性も認めず、刑事罰に問われるとした(香城1970c:23-36)。また、香城は、労働基本権行使の目的についても論じている。香城によると争議権は、使用者/経営者との関係において、労働者へと保障された権利である。このため香城は、政治ストにたいして正当性を認めていない(香城1970d:78-79)。この論点は、労働組合によるゼネストの可否につながるため、重要である。

香城は、労働基本権の行使の程度と、労働組合活動の正当性との関係についても論じている。香城によると、病院や裁判所等の公共性の高い職場における争議行為に正当性を認めていない。加えて、公務員および三公社職員等による争議行為を違法としている（香城 1970e: 38-48）。このことも、国労等による争議行為の可否に関わるため、重要な論点である。次に香城は、団体交渉のありようについて論じている。次の一文に、香城がもっていた「団体交渉観」があらわれている。

団体交渉が平穏な態度で行われるべきことは当然であつて、交渉が暴行、脅迫その他不当な威圧による場合には、正当な団体交渉権の行使とはみなされず違法な行為としてとりあつかわれることになる。（香城 1970e: 55 より引用）

つまり香城は、団体交渉の場において、労働組合側による吊し上げや詰問、怒号、長時間にわたる交渉、大人数の組合員を動員すること等に正当性を認めず、強要罪や暴力行為等処罰法違反などとなるとしているのである（香城 1970e: 48-60, 1970f: 57-70）。したがって香城によると、戦闘的な労働組合による団体交渉の大半が、正当性を認められずに違法となる。最後に香城は、法令によって争議行為を禁じられている公務員労組等が、争議行為を展開した場合について論じている。香城は、勤労者の労働基本権を保障している憲法第 28 条の趣旨について、「創設的に争議行為を禁止する場合には、禁止規定違反に対する制裁は、民事上、行政上の不利益にとどめるべきであつて、刑事罰は科すべきでなく、これが憲法二八条の要請するところであるというものである。」としている（香城 1970f: 72）。したがって、公務員による争議行為の禁止を定めた諸法令の存在と、憲法第 28 条の存在は矛盾しないものとしている（香城 1970f: 70-88）。

3) 小括

香城は、自らの研究を通じて、第一に、社会的相当行為説を棄却して、権利行為説を採用することにより、司法当局が労働組合活動の正当性を判断・認定できるとした。第二に香城は、憲法と労働組合法とによって労働組合へと与えられている民事・刑事双方の免責事項の適用を縮小することにより、労働組合側による諸活動を犯罪へと読みかえようとしていた。この「読みかえ」は、戦闘的な労働組合による諸活動を念頭に置いたものだった。第三に、労働組合に対して政治スト等を禁ずることにより、ゼネストの芽をつもうとしていた。第四に、公共性の高い仕事に就く公務員等の労働組合による争議行為に対して、正当性を認めていなかった。まとめるに香城論文は、戦闘的な労組と、公務員労組の存在を念頭に編まれたものである。そして、この香城論文により、警察による「容疑の多様化・読みかえ」を介した、労働組合に対する刑事弾圧の素地が形成された。

(3) 労働組合側による対応

香城論文における労働組合活動の「読みかえ」は、「ビラ貼り→器物破損罪への読みかえ」や「長時間の団体交渉→不退去罪への読みかえ」のように労働組合活動を、いわゆる「微罪」へと読みかえるものであった。しかし、たとえ「微罪」であっても司法・警察当局は、逮捕した労働組合員を「逮捕→勾留→起訴→公判」という司法手続きの組上へのせ、長期間にわたって拘束することが可能であった。このことは、組合員を逮捕された労働組合にとっての痛手となった。

だが、労働組合側は、警察による刑事弾圧に対して手をこまねいていたわけではなかった。労働組合側は、かつての経験から、刑事弾圧に対処する方法を予め用意していた。このことは、労働組合側による、刑事弾圧に対応するためのパンフレット等が事前に存在していたことから、裏付けられる（総評弁護士団編 1975; 春闘共闘委員会・権利対策委員会 1974）。特に総評弁護士団編（1975）は、司法手続きの説明、聞きこみ等への対応方法、逮捕時の対応方法、取り調べに対する対応方法、弁護士の呼び方などを、事細かく記載している。1976年6月、大阪において総評、全金大阪地本等の労働組合側は、活動家や弁護士等によって構成された「不当逮捕対策委員会」を結成した。これにより、新規の刑事弾圧が発生すると、直ちに対策会議が持たれるようになるなど、刑事弾圧への対応が組織化されていった（総評全金大阪「更生法交流会」編著 1987: 67）。1977年4月5日、労働組合側は、大阪府警本部に対し

て話し合いの場を持ち、府警側に対して抗議の意を表した（日本労働組合総評議会大阪地方評議会編 1977: 組織 109-114）。

また、逮捕された組合員の大半が、殺人や強盗、放火等による逮捕とは異なる、いわゆる「微罪逮捕」であった。このため、司法・警察側が、「被疑者／組合員」に対して長期間の懲役等の重刑を与えることは、甚だ困難であった。全金をはじめとする労働組合側は、地方労働委員会や裁判所において、経営側および司法・警察側に対して抗した。その結果、ほとんどが労働組合側にとっての勝利命令（地方労働委員会によるもの）、勝利判決となり、その他の事件に関しても、微罪、執行猶予程度の判決が下された（全金大阪地本 40 年史編集委員会編 1989: 571-572）。

第 4 節 考察

(1) 労働組合弾圧主体のゆるやかな変遷

警備業法の制定直前期において、警察と警備員は、半ば協力するかのよう労働組合弾圧にあたっていた。1972 年 11 月に警備業法が施行された後も、労働組合員から「暴力ガードマン」と呼ばれた警備員の姿が、直ちに労働争議の場から消えたわけではなかった。元・警備員たちは、依頼者／経営者たちによる直接雇用などの方法にて労働争議の場につづき、労働組合員を弾圧していた。その後、1976 年前後において、労働組合弾圧の主体は、警備員から警察へと代わった。このことは、本稿において扱った、全金細川鉄工支部、全金本山労働組合などの事例からも明らかである。

(2) 警察による刑事弾圧を可能にした、香城論文による「容疑の読みかえ」

では、どのようにして、民事不介入を旨とする警察による、労組弾圧が可能となったのか。警察が、労働争議という民事事件へ介入するには、労働組合による「正当な活動」への刑事上の免責を定めている労働組合法第 1 条第 2 項の存在が、障壁として立ちはだかっていた。この障壁を克服すべく、香城論文が執筆された。香城は、全ての権利は法令によって定められるとの、権利行為説を採用した。これにより司法当局が、労働組合による諸活動における正当性の有無を判定できる途を開いた。香城は、権利行為説に拠って、戦闘的労組によるピケや団体交渉、諸々の争議行為から正当性を剥ぎ取り、戦闘的労組による諸活動を「民事事件→刑事事件」へと読みかえた。これにより警察は、合法性を装って労働争議へ介入することが可能となった。このことにより警察は、1970 年代後半において、警備業者に代わり、主な労働組合弾圧主体として台頭したのであった。

おわりに

1972 年 11 月 1 日に、警備業法が施行された。この前後期において、資本／経営側は、全金をはじめとする戦闘的な労働組合の排除を企図していた。このことを背景に、警備業者と警察が共に労働組合弾圧にあたっていた。警備業法制定以後、警備業者による労働争議介入が法的に禁止された。このことをうけて資本／経営側は、警備業者に雇用されていた警備員たちを、直接雇用した。これは、争議対策要員を自社へと取り込むことを企図したものであった。彼ら争議対策要員は、資本／経営側による別棟就労戦術における「看守」等の役割を得て、労働組合を弾圧した。だが、警備業法の存在もあり、警備業者と警備員は、徐々に労働組合弾圧の主体ではなくなっていく。

警備業者に代わり、労働組合弾圧の「主力」を形成したのは、警察であった。民事不介入を旨とする警察による争議介入に際し、労働組合法第 1 条第 2 項の存在が、障壁となった。この障壁を克服すべく、検事の香城敏磨による研究がなされた。香城による研究の結果、①司法当局による、労組活動における正当性の有無の判定が可能となり、②司法当局が、労組活動から正当性を剥ぎ取ることにより、戦闘的労組による諸活動を刑事事件とみなすことが可能となった。このようにして、警察による争議介入等の労働組合弾圧が可能となり、警察による労組に対する刑事弾圧の素地が形成された。

本研究により筆者は、1970 年代を通じて生じた労働組合弾圧における弾圧主体の変遷過程を明らかにした。これを可能にするためには、主に、労働組合によって編まれた一次資料に依拠せねばならなかった。最後に、筆者の

課題について述べる。本稿を編んでいる 2021 年現在において、戦闘的な労働運動の「主力」を形成しているのが、連帯労働組合関西地区生コン支部（関西生コン）である。関西生コンも、全金と同じく、警察による数次にわたる刑事弾圧に遭った（「関西地区生コン支部 50 年誌編 2015: 82-90, 143-186; 連帯ユニオン編 2019, 2020）。この刑事弾圧においても、警察によって「容疑の多様化・読みかえ」が多用された（連帯ユニオン編 2019: 64-73, 2020: 74-86）。この点において、1970 年代後半における刑事弾圧と、2021 年現在において進行中である関西生コンに対する刑事弾圧の間に、連続性が認められる。本研究による知見をもとに、関西生コンに対する刑事弾圧について詳述することが、筆者の課題である。

謝辞

本稿執筆にあたり、全金の元役員である要宏輝さんから、大変なご助力をいただきました。誠にありがとうございました。

[注]

- 1 警察法第 2 条第 2 項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」
- 2 障害者労働運動の魁と位置付けられている大久保製塩争議においても、警察による刑事弾圧が生起している（東京地方労働組合評議会組織部編 1978: 67）。
- 3 警察が労組弾圧の主力となったのは、1970 年代後半のことであった（本稿: 第 3 節）。
- 4 民法第 716 条と但書において、注文者の責任は「注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があつたときは、この限りでない」と、定められている。
- 5 経営側が、警備業者を労働争議へと介入させた場合において、諸々の責任は警備業者の社長個人、もしくは、警備員個人へと転嫁されていた。一例を挙げると、労働運動つぶしを中心に請け負っていた特別防衛保障株式会社（警備業者）の飯嶋勇社長は、前科 11 犯であった（1972 年 9 月 28 日『第 69 回国会参議院社会労働委員会、閉会後第 3 号』、3 頁）。このことは、警備業者による労働争議介入の責任が、飯嶋個人へと転嫁されていたことを示唆している。現に、細川鉄工所の労働争議においても、労働組合員に相対した総務部長（経営側）が、1971 年 7 月 15 日に「しかしガードマンの会社は細川鉄工との間に警備の委託の契約をしているので刑事事件等の責任はガードマンの会社が負うべきで会社に責任はない…」と発言し、警備員による労働組合員に対する物理的暴力の責任を、警備業者へと転嫁していた（総評・全国金属労働組合細川鉄工支部 1974: 136-138）。
- 6 全金本山労働組合の組合史には、1978 年 8 月 8 日においても、職制、第二組合幹部とともに、本社門前にて全金組合員を威圧する「暴力ガードマン」の写真が掲載されている（全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編 2006: 191）。また、教育社の労働争議においても、警備業法制定以後も「暴力ガードマン」による争議介入が続いた（教育社労働組合・教育社闘争支援連帯会議編 2015: 157-166）。
- 7 公文書において、1981 年末において警備業者が社会・労働運動へと介入した件数は 18 件であると記録されている（警察庁保安部防犯課 1982: 86）。したがって警備業法の施行以降、警備業者による社会・労働運動への介入は減少していたといえる。
- 8 労働組合法第 8 条「使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。」
- 9 労働組合法第 1 条第 2 項「刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。」
- 10 社会的相当行為とは「刑法で、客観的には法益を侵害するような違法な行為であるが、社会通念に照らし合わせて違法性が阻却されると考えられる行為をさす。」とされる（三省堂編修所 2020: 277-278）。この概念を説明するために、外科手術やボクシングの試合などが例として用いられる。
- 11 昭和 41（=1966）年 10 月 26 日、最高裁判所判例集（刑集）、第 20 卷 8 号 901 頁。
- 12 筆者が所属していた労働組合において、ストライキや職場占拠は、労組内の会議において短時間で決定され、実行されていた。このような意思決定方法と活動は、労働組合活動の「正当性」の根拠を「ストライキや職場占拠＝組合活動として当然のこと」との社会通念へ求めていたからこそ可能であった。

[文献]

- 平井陽一、2000、『三池争議——戦後労働運動の分水嶺』ミネルヴァ書房。
- 猪瀬直樹、2016、『民警』扶桑社。
- 岩崎弘泰、2018、「警備業者による労働争議介入事例における請負契約の諸機能——特別防衛保障による事例を中心に」『コア・エシックス』vol. 14: 11-22。
- 、2019、「警備業法の制定過程と警備業における請負労働の変容——労働組合・国会資料を中心に」『コア・エシックス』vol. 15: 1-12。
- 要宏輝、2007、『正義の労働運動ふたたび——労働運動要論』アットワークス。
- 『関西生コン支部 50 年誌』編集委員会編、2015、『関西地区生コン支部労働運動 50 年——その闘いの軌跡——共生・協同を求めて 1965～2015』社会評論社。
- 香城敏磨、1970a、「労働組合活動の正当性の判断 (一)」『警察研究』41 (3): 23-42。
- 、1970b、「労働組合活動の正当性の判断 (二)」『警察研究』41 (5): 31-42。
- 、1970c、「労働組合活動の正当性の判断 (三)」『警察研究』41 (6): 15-36。
- 、1970d、「労働組合活動の正当性の判断 (四)」『警察研究』41 (7): 67-80。
- 、1970e、「労働組合活動の正当性の判断 (五)」『警察研究』41 (8): 37-60。
- 、1970f、「労働組合活動の正当性の判断 (六・完)」『警察研究』41 (9): 57-88。
- 教育社労働組合・教育社闘争支援連帯会議編、2015、『共に闘った四十二年 教育社闘争』。
- 三塚武男、1967、「港湾労働の近代化と港湾労働法の制定・実施——大阪港における般内荷役を中心に」『人文學』第 92 号、同志社大学人文学会: 60-101。
- 萩野富士夫、1984、『特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房。
- 、2000、『思想検事』岩波書店。
- 、2012、『特高警察』岩波書店。
- 連帯ユニオン編、2019、『ストライキしたら逮捕されまくったけどそれってどうなの？ (労働組合なのに…)』旬報社。
- 、2020、『労働組合やめろって警察に言われたんだけどそれってどうなの？ (憲法 28 条があるのに…)』旬報社。
- 三省堂編修所、2020、『デイリー法学用語辞典 第 2 版』三省堂。
- 総評全金大阪「更生法交流会」編著、1987、『倒産労働運動——大失業時代の闘い方、生き方』柘植書房。
- 総評・全国金属労働組合細川鉄工支部、1974、『鎚と楔』総評・全国金属労働組合細川鉄工支部。
- 田中智仁、2009、『警備業の社会学——「安全神話崩壊」の不安とリスクに対するコントロール』明石書店。
- 、2018、『警備ビジネスで読み解く日本』光文社。
- 全金本山労働組合「本山闘争の記録刊行委員会」編、2006、『本山闘争 12000 日——一人の首切りも許さない』七つ森書館。

[資料]

- ガードマン等企業暴力から労働者の権利を守る対策委員会 (略称・暴力ガードマン対策委員会)、1972、『この暴力ガードマンの正体——労働争議への介入の記録』全国金属労組大阪地本。
- 警察庁保安部防犯課、1982、『警備業法の一部を改正する法律案 想定問答Ⅱ各論 (その 1)』(国立公文書館蔵)。
- 内閣、1972 年 9 月 2 日、『警備業法の施行期日を定める政令・御署名原本・昭和四十七年・第一一巻・政令第三二八号』(国立公文書館蔵)。
- 日本経営者団体連盟、1971、『全国金属系会社における 46 年春闘のトップ・マネジメント意見調査』。
- 日本労働組合総評議会大阪地方評議会編、1977、『1976 年度一般経過報告書』。
- 総評弁護団編、1975、『刑事弾圧——たたかひの手引き』民衆社。
- 総評全国金属労働組合大阪地方本部不当弾圧対策会議、1977、『最前線 vol.2』。
- 春闘共闘委員会・権利対策委員会、1974、『刑法改悪・刑事弾圧粉碎のために』。
- 東京地方労働組合評議会組織部編、1977、『撃て！ 刑事弾圧——激増する刑事弾圧の実態レポート』東京地方労働組合評議会組織部。
- 、1978、『撃て！ 刑事弾圧 2——治安維持的弾圧を許すな』東京地方労働組合評議会組織部。
- 全金大阪地本 40 年史編集委員会編、1989、『全金大阪地本 40 年史』。

Change in Suppressors of the Labor Union after the 1972 Enactment of The Security Businesses Act in Japan

IWASAKI Hiroyasu

Abstract:

This paper examines the process in which the main suppressors of militant labor unions were transferred from private security companies (警備業者; *keibigyōsha*) to the National Police Agency (NPA, 警察庁; *keisatsuchō*) throughout the 1970s Japan. For the analysis, I deal with publications by different labor unions which were deeply involved in the transfer of suppressors. According to these publications, private security companies were the main suppressors of labor unions in the early 1970s. Those company owners signed private security companies to suppress their labor unions' disputes violently. To defend it, the labor unions called for the Security Businesses Act (警備業法; *keibigyōhō*), which was eventually enacted in 1972. While the law was to prohibit private security companies' intervention, the NPA gained power as a new suppressor of labor unions by interpreting the protests as criminal cases in the late 1970s, though it was illegal. The transfer of suppressing role, which justified the NPA's legal intervention in labor unions, is more affecting the infringement of the basic labor rights (労働基本権; *rōdōkihonken*) contained in Article 28 of the Constitution.

Keyword: private security companies, National Police Agency [Japan], labor unions, Security Businesses Act, suppression

警備業法制定前後期における労働組合弾圧主体の変遷

——労働組合資料を中心に——

岩 崎 弘 泰

要旨:

本稿の目的は、1970年代を通じて、日本における労働組合弾圧の主体が変遷した過程を明らかにすることである。主な研究方法は、労働組合側によって発行された一次資料の使用である。本研究の結果、次の事が明らかとなった。1970年代初頭において、警備業者が労組弾圧の主な主体であった。経営者達は、暴力を用いて労組を弾圧するために、警備業者を動員した。1972年に、警備業者による労働争議介入を禁じる警備業法が制定された。この時に経営側は、警備業法を脱法するために、警備業者の警備員を直接雇用していた。その後の1970年代後半において警察が、労組弾圧の新たな主体として台頭した。彼らは、戦闘的な労組の諸活動を犯罪へと読み替えることにより、労組を弾圧した。本研究の結論として、当時におけるこのような歴史的経緯によって、現在における警察による労組弾圧・労働争議等介入の素地が、形成されたといえる。